

東京工業大学国際同窓生データベース等に関する規程制定理由
本規程は、本学が保有する留学生、外国人研究者及び国際室長が認めた者（日本人を含む）の個人情報の管理及び利用に関し必要な事項を定めるものである。

○東京工業大学国際同窓生データベース等に関する規程

平成23年9月30日
国際室規程 第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人東京工業大学国際室規則（平成22年規則第37号）第14条の規定に基づき、国際室における「東京工業大学国際同窓生データベース」（英文名称「Tokyo Institute of Technology Alumni Members Database System」とする。以下「TAMEDAS」という。）の構築、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 TAMEDASは、国立大学法人東京工業大学（以下「大学」という。）が保有する国際同窓生の情報を包括的に統合した全学データベースを構築し、もって国際同窓生に交流の場を提供するとともに、国際同窓生と大学との継続的な交流を推進することを目的とする。

（国際同窓生）

第3条 国際同窓生は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、除籍又は懲戒により退学となった者を除く。

- 一 大学の正規課程の学生として在籍していた者で、在籍当時外国の国籍を有していた者
- 二 大学の正規課程以外の学生として在籍していた者で、在籍当時外国の国籍を有していた者
- 三 大学において教育、研究又は研修のために受け入れた研究者等で、受入当時外国の国籍を有していた者
- 四 その他国際室長が認めた者

（TAMEDAS 会員及び TAMEDAS 賛同会員）

第4条 国際同窓生は、所要の手続きを経て、TAMEDAS 会員となることができるものとする。

- 2 国際同窓生以外の者は、国際室長が認めた場合は、所要の手続きを経て、TAMEDAS 賛同会員となることができるものとする。
- 3 TAMEDAS 会員及び TAMEDAS 賛同会員（以下「会員」という。）は、会員相互の交流に必要な情報及び大学が発信する情報の提供を受けることができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第5条 国際同窓生及びTAMEDAS賛同会員の個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱いに関しては、国立大学法人東京工業大学個人情報保護規程(平成17年規程第5号)及び国立大学法人東京工業大学個人情報管理規程(平成17年規程第6号)の定めるところによる。

(管理運営)

第6条 TAMEDASの管理運営方法、個人情報の取扱いその他TAMEDASに関する重要な事項については、国際室において審議し、決定する。

(庶務)

第7条 TAMEDASに関する庶務は、国際部国際事業課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、TAMEDASに関し必要な事項は、国際室が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年9月30日から施行する。